



島根県報

平成24年 4月13日 (金)

号外 第 7 5 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立農林大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則

(農 業 経 営 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県立農林大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第60号）

1 規則の概要

- (1) 青年就農給付金の支給を受けている者に対し、奨学金の貸与を行わないこととした。（第2条関係）
- (2) 奨学生が青年就農給付金の支給を受けることとなった場合は、当該給付金の支給の対象となる期間の初日の属する月以降の月に係る奨学金の貸与の決定を取り消すものとする。こととした。（第10条関係）
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立農林大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第60号

島根県立農林大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則

島根県立農林大学校奨学金貸与規則（昭和60年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「者（以下）」を「者（次条において）」に改める。

第2条中「学生」の次に「（新規就農総合支援事業実施要綱（平成24年 4 月 6 日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別表の1の新規就農者確保事業の(1)の青年就農給付金事業のアの準備型に係る給付金（第10条において「青年就農給付金」という。）の支給を受けている者を除く。）」を加える。

第10条中「奨学生が」の次に「青年就農給付金の支給を受けることとなった場合にあっては当該給付金の支給の対象となる期間の初日の属する月以降の、」を加え、「に至ったときは、」を「場合にあっては」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。